

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 燃料小売業物質別集計表)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	482	5	13,974,720	5	16,000	36,000	13,922,720
1	80	キシレン	561	1	62,955,010	2	259,500	0	62,692,510
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	560	2	42,248,390	4	267,800	0	41,980,590
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	469	7	4,556,170	7	2,500	0	4,553,670
1	300	トルエン	489	3	140,266,960	1	162,800	0	140,104,160
1	392	ノルマル-ヘキサン	487	4	43,092,400	3	54,650	0	43,037,750
1	400	ベンゼン	480	6	8,256,490	6	10,190	0	8,246,300
1	438	メチルナフタレン	12	8	90,000	8	20,000	0	70,000
		合計	—	—	315,440,140	—	793,440	36,000	314,607,700

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。